平成２７年（フ）第１９６５号
横浜市神奈川区栄町10番地35　ザ・ヨコハマタワーズW3206号（住民票上の住所）
破産者　岩田　哲治
1　決定年月日　平成28年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２０６号
長野県安曇野市豊科4950番地31
破産者　道淵　松男
1　決定年月日　平成28年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第３９２号
愛知県豊田市永覚新町３丁目59番地１　Ｔステージ永覚新町105号
破産者　大西　伸明
1　決定年月日　平成28年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第２３４号
愛知県碧南市新川町４丁目67番地　エスタシオン新川207
破産者　土方多加枝
1　決定年月日　平成28年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第２６９号
滋賀県長浜市余呉町川並364番地、申立時の住所愛知県名古屋市緑区平手南１丁目1707　レオネクストフィーレ111号
破産者　桐畑　智寧
1　決定年月日　平成28年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第２８３号
愛知県碧南市住吉町３丁目46番地１　エスペランサ302号室
破産者　井澤　良治
1　決定年月日　平成28年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第３２０号
大分県津久見市大字上青江1303番地　市営住宅岩屋口Ｂアパート204号
破産者　田原　恒彦
1　決定年月日　平成28年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２９１号
大分市萩原４丁目12番24号（市営２Ａ１―403）
破産者　簀戸　和夫
1　決定年月日　平成28年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１００号
鹿児島県霧島市国分広瀬２丁目21番26号
破産者　大迫　光廣
1　決定年月日　平成28年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２７年（フ）第４１号
神奈川県横浜市戸塚区上倉田町884番地１　戸塚ハイライズ729号
破産者　岩橋　重人
1　決定年月日　平成28年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１００号
栃木県足利市福居町458番地７、前住所栃木県足利市八幡町３丁目14番地５　グランドメゾン103
破産者　大塚小百合（旧姓鈴木）
1　決定年月日　平成28年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２７年（フ）第１２５１号
札幌市西区二十四軒４条４丁目２番10号　ＳＱＵＡＲＥ24―403号室、住民票上の住所札幌市西区西町北３丁目４番12―413号
破産者　橋本　宏美
1　決定年月日　平成28年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５２８号
札幌市西区八軒５条西11丁目１番23―310号
破産者　鳥羽　容子（旧姓古田）
1　決定年月日　平成28年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９９６号
さいたま市北区宮原町４丁目32番地６
破産者　安藤　清計
1　決定年月日　平成28年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１０８８号
さいたま市南区松本１丁目26番20―115号
破産者　服部亜矢子（旧姓大和）
1　決定年月日　平成28年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１１５１号
埼玉県志木市幸町１丁目８番40―311号
破産者　坂本佳津男
1　決定年月日　平成28年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１１８８号
埼玉県久喜市久喜東５丁目８番43号　レジデンス久喜304号、旧住所埼玉県幸手市大字下川崎315番地16
破産者　藤岡　良範
1　決定年月日　平成28年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１１８９号
埼玉県久喜市久喜東５丁目８番43号　レジデンス久喜304号、旧住所埼玉県幸手市大字下川崎315番地16
破産者　藤岡美佐子
1　決定年月日　平成28年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２９１号
神奈川県足柄下郡湯河原町宮上741番地の１　プリンスハイム湯河原207号
破産者　島田　清隆
1　決定年月日　平成28年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部